

仕 様 書

I. 概 要

1. 業 務 名 鴻巣宿舎給湯器更新他
2. 業務場所 埼玉県鴻巣市人形2-2-37 鴻巣宿舎A-201・A-202・A-301及びA-302
3. 業務概要 給湯器・換気扇更新 1 式
4. 業務期間 契約締結の翌日から60日間

II. 総 則

1. 適 用

本仕様書は、「鴻巣宿舎給湯器更新他」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 安全管理

受注者は、関係法令を遵守するとともに、作業に当たっては安全管理を徹底し、災害及び事故の防止に努めなければならない。

3. 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」によるものとする。なお、設計図書と現場条件との相違等により数量の変更が必要となった場合は、発注者と受注者が協議の上、必要な手続を行うものとする。

4. 業務対象箇所

鴻巣宿舎A-201・A-202・A-301及びA-302 給湯器

鴻巣宿舎A-201 換気扇

5. 数量の算出

受注者は、設計変更に伴い数量等の算出が必要となった場合は、担当職員の指示に基づき、必要な資料の作成に協力しなければならない。

6. 産業廃棄物

本業務により発生する産業廃棄物は、関係法令に基づき、受注者の責任において構外へ搬出し、適正に処理しなければならない。

7. 業務関係図書

- (1) 打合せ簿及び状況写真
- (2) その他担当職員が指示する図書

8. 疑義に対する協議等

設計図書の内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等により設計図書に基づく施工が困難若しくは不適當と認められる場合は、受注者は、速やかに担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

9. 完成時の提出図書

- (1) 完成写真 1部
- (2) 製品の取扱説明書及び保証書 1部
- (3) その他担当職員が指示する図書

10. 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の実施に際し、暴力団等から不当介入（不当要求又は業務妨害をいう。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに発注者へ報告するとともに、警察へ通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員との連絡を密にし、不当介入により被害が生じた場合は、その対応について発注者と協議するものとする。

III. 業務実施編

1. 業務内容

- (1) 鴻巣宿舎A-201、A-202、A-301及びA-302に設置されている既設給湯器、給湯器リモコン及び配管カバーを撤去し、別添数量総括表に示す機器と同等以上の性能を有する機器を設置する。
- (2) 鴻巣宿舎A-201に設置されているリビング、キッチン、トイレ及び浴室の既設換気扇等を撤去し、別添数量総括表に示す機器と同等以上の性能を有する機器を設置する。
- (3) 本業務に使用する材料及び機器は、全て新品とする。
- (4) 既設機器の撤去、搬出及び処分並びに新設機器の取付け、接続、調整及び試運転を行う。

2. 業務実施条件

本業務の実施条件は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、作業中、必要に応じて既存部分を養生し、構築物、機械設備、附属設備その他の既存施設を損傷しないよう十分注意しなければならない。受注者の責めに帰すべき事由により損害を生じさせた場合は、受注者の負担により原状回復その他必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 本業務に必要な電気及び水道は、発注者の既存設備を無償で使用するができる。ただし、使用に当たっては、担当職員の指示に従うものとする。
- (3) 施工については、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、施工日については、電気、ガス及び水道の契約を行う必要があることから、発注者と受注者が打合せの上、決定する。
- (4) 施工前後及び施工中は入居者及び通行人の安全な通行確保に努めるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

以　上